

つるぎ町立貞光中学校運動部活動方針

1 本方針策定の趣旨等

(運動部活動の意義)

○学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

○体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場、成長の場として、教育的意義が大きい。

(運動部活動の現状と課題)

○今日においては、社会、経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ少子化が進展する中、本校においては、生徒の減少により運動部活動の維持が困難な状況にあり廃部等による部活動数の削減や学校間の合同チーム等により対策を講じているものの、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっている。

○生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動が持続可能なものにするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

(本方針策定の趣旨)

○平成30年3月、スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、運動部活動の在り方に関して、抜本的な改革の必要性が示された。

○この「ガイドライン」では、都道府県に対して「運動部活動の在り方に関する方針」を策定することを求め、市区町村教育委員会等の学校設置者に対しても、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することを求めている。

○これを受け、つるぎ町教育委員会では、国の「ガイドライン」に則り、県の「方針」を参考にして、「つるぎ町運動部活動の方針」を策定した。本校においても、これらの「ガイドライン」「方針」に基づいて「方針」を策定し、本校で行われる運動部活動が、様々な課題を解決しつつ、より一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支えていかななくてはならない（なお、この「方針」は、文化部の活動にも準用する）。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

(つるぎ町教育委員会)

- 「運動部活動の在り方に関する方針（徳島県教育委員会）」を参考に、「つるぎ町立中学校における運動部活動の方針」を策定した。
- 各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(貞光中学校)

- 校長は、「つるぎ町立中学校における運動部活動の方針（つるぎ町教育委員会）」に則り、毎年度、「貞光中学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

(貞光中学校)

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施を鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌になるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、便宜、指導、是正を行い、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

(つるぎ町教育委員会)

- 学校における取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適且、支援及び指導・是正を行う。

(貞光中学校)

- 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「運動部活動指導指針」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・整備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、

生徒の体力の向上や生活を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

(学期中)

○週当たり2日以上の休養日設ける。

- ・平日は少なくとも1日を休養日とする。
- ・平日の休養日は木曜日を原則とする。ただし、公式戦や学校行事、天候等の関係で、管理職員の許可を得て、休養日を前後に振り替えることは認める。
- ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(長期休業中)

○学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

○生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動期間の設定

(1日の活動時間)

- 平日は長くとも2時間程度とする。
- 学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。

(3) 適切な休養日の徹底

(つるぎ町教育委員会)

- 「つるぎ町立中学校における運動部活動方針」の策定に当たっては、「運動部活動の在り方に関する方針（徳島県教育委員会）」を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、各学校の方針や運用に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(貞光中学校)

○校長は、「貞光中学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「つるぎ町立中学校における運動部活動の方針（つるぎ町教育委員会）」に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導、是正を行う等、その運用を徹底する。

※休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定時間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも検討する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

(つるぎ町教育委員会)

○少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(貞光中学校)

○校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒も含めて、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる機会を設ける。

(2) 地域・保護者等の連携

(徳島県教育委員会・つるぎ町教育委員会・校長)

○生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体と連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活動等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

○学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(つるぎ町教育委員会)

○学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

(徳島県中学校体育連盟・つるぎ町教育委員会)

- 学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し，週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが，生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう，大会等の統廃合等を主催者に要請すると共に，各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

(貞光中学校)

- 校長は，県中学校体育連盟及びつるぎ町教育委員会が定める大会数の目安等を踏まえ，生徒の教育上の意義や，生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して，参加する大会等を精査する。